

平成 20 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名	ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 若山 陽一
コ ー ド 番 号	2 1 4 6
問 合 わ せ 先	取締役社長室長 島田 恭介
電 話 番 号	03(5447)1710

グッドウィル・グループ株式会社 臨時株主総会の議決権行使のお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 23 日に開催されたグッドウィル・グループ株式会社（以下、「GWG 社」といいます。）の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）における会社提案議案全てについて、反対の議決権行使をしたことをご知らせいたします。

当社は、本臨時株主総会において GWG 社が提案する第 1 号議案及び第 2 号議案の賛否を判断するために、GWG 社に対して 5 月 20 日及び 21 日の 2 度にわたって質問書を送付いたしました。これに対し、GWG 社より、同月 21 日及び 22 日にそれぞれ回答書を受領したほか、一部口頭での回答をいただきました。

当社は、GWG 社の株価の推移など当社が取得した情報に加え、質問書に対する回答を踏まえ、会社提案議案の賛否について GWG 社の企業価値向上および株主共同利益の実現の観点から慎重に検討いたしました。下記のとおり、第 1 号議案及び第 2 号議案に基づく優先株式の発行は、これによってもたらされる財務安定性向上によるメリットより、現在の GWG 社株式価値の毀損というデメリットの方が大きいと判断せざるをえず、両議案及びこれを実行する立場となる取締役の選任に関する第 3 号議案につき、いずれも否決票を投じました。

この度 GWG 社が第 1 号議案及び第 2 号議案についての決議を平成 20 年 6 月 7 日に延期されましたが、同社が当該各議案について再度ご検討いただき、株主にとって納得できる再提案をいただけることを期待しております。

記

1 155 億円の債務の株式化（DES）の必要性について

当社は、155 億円もの DES が真に必要なかを判断する前提として、経営責任を負担すべき旧経営陣からの私財提供も含め、財務基盤を強化するための他の方法の検討がなされたのか否か及び 155 億円という大規模な DES の合理性について、GWG 社に対して質問をいたしました。

これに対し、GWG 社自ら折口雅博氏を始めとする旧経営陣の経営責任は重大であると断じつつも、私財提供の要請も私財調査も行わないばかりか、現在も同氏に対して高額のアドバイザー報酬を支払っていることに照らすと、既存株主に不利益の甘受を求める前にまず検討されるべきである DES 以外の方法による財務基盤強化の検討を十分に行ったのか否かにつき、強い疑念を拭うことができませんでした。

また、155 億円という大規模な DES の合理性についても、資本増強に必要な金額の根拠が十分に示されず、また、DES を含む財務リストラクチャリングがなければ株主価値は 0 円であったのだから、DES 等によって時価総額全額に相当する利益を株主が得るなどという回答であり、株主としては納得し難い説明しか受けることができませんでした。

2 優先株に付された取得請求権の対象となる普通株式の取得価額について

当社は、A 種優先株式に付された取得請求権の対象となる普通株式の当初取得価額が 9,000 円とされていることの相当性について、当社の疑問点を詳細に明示したうえで、GWG 社に対して質問をいたしました。

これに対し、GWG社は、日本証券業協会が定めるルールに明らかに反するわけではないなどの抽象的な説明に加え、GWG社の子会社である株式会社グッドウィルに対する不利益処分によるGWG社の企業価値が大きく毀損することが確定したのが平成20年1月11日であったため、同日を始期として2ヶ月間の平均値を基準として採用したとの回答をなされました。

しかしながら、当該説明は、介護事業・介護関連事業からの撤退をも理由としていたプレスリリースにおける説明との一貫性に欠けているうえ、株式会社グッドウィルに対する不利益処分による一時的な株価の下落をもってGWG社の企業価値が確定したとの判断は、同年2月以降GWG社の株価が上昇に転じており、同月26日に公表された同社中間決算短信以降確実な上昇基調にあった事実、その他のGWG社のイベントや株価の推移を軽視し過ぎたものであり、一株主として到底納得できる説明ではなかったと判断いたしました。

3 第三者割当てによるA種優先株式の募集決議の公正性等について

当社は、折口雅博氏または折口総研がPromontoriaの取得・保有する株式について第一買取交渉権が与えられているのであれば、本臨時株主総会における決議の公正性が害され、また、GWG社の目指すコンプライアンスの徹底についても疑義が生じるとの観点から、当該合意の存在及びその解消に向けた取組みについてもGWG社に対して質問をいたしました。

これに対し、GWG社は、21日になされた回答書において当該合意を知る立場にないと回答しながら、翌日には一転してこれを認めるなど、同社の回答姿勢に疑問を感じざるを得ないばかりか、当該先買権の合意の存在は折口雅博氏に特段有利な地位・権利を認めるものではないなどとして合意の解消に向けて特段の行動を起こす様子も示さないことから、当社としては、本臨時株主総会決議の公正性及びGWG社のコンプライアンスに重大な疑義をもたらすものであると判断いたしました。

以 上